

## 群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例（案）の概要について

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

### I 条例制定の目的

既存法令による規制のない再生資源物を屋外で保管する事業場の一定数の存在を群馬県内で確認し、県民から不安の声や苦情が市町村に寄せられている中で、千葉県や埼玉県など近隣の一部自治体では、同種の事業場に起因する周辺の生活環境保全上の支障の発生を認め、当該再生資源物の屋外保管や事業場設置を規制する条例が施行されている。

そこで、本県においても、同様の支障の発生を未然に防止するため、一定の再生資源物の屋外での保管等を行う事業を許可制とするほか、関連する規制を定め、生活環境の保全と県民が安全安心に暮らすことのできる社会の実現に寄与することとする。

### II 条例（案）の概要

#### 1 用語の定義

条例における用語の意義を以下のとおり定める。

- ① 再生資源物 使用を終了し、収集された、金属又はプラスチック及びそれらを含む混合物

ただし、廃棄物（自動車リサイクル法施行における「みなし廃棄物」を含む。）、有害使用済機器、放射性物質及び同汚染物を除く。

- ② 屋外保管等 再生資源物を積み上げる作業の用に供することができる機械※<sup>1</sup>を使用して再生資源物の屋外※<sup>2</sup>における保管又は破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理（以下「破碎等」という。）

※1：油圧ショベル、フォークリフト（フォーク等の高さが三メートルを超えるものに限る）

※2：屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外

- ③ 再生資源物屋外保管業 屋外保管等をする事業（自ら原材料として使用するためにするものを除く。）

- ④ 再生資源物屋外保管業者 許可を受けて再生資源物屋外保管業を行う者

- ⑤ 再生資源物屋外保管事業場 再生資源物屋外保管業の用に供する事業場

- ⑥ 保管物 再生資源物屋外保管事業場において保管される再生資源物（当該再生資源物と一体的に保管される物品を含む。）

#### 2 県、再生資源物屋外保管業者等の責務、市町村への支援

県及び再生資源物屋外保管業に関する者の責務等を定める。

- ① 県の責務

市町村と連携して、屋外保管等の状況を把握し、屋外保管等が適正に行われるよう必要な措置を講ずる。

## ② 市町村への支援

県は、市町村が講ずる屋外保管等に係る措置について、市町村に対し、技術的助言や情報提供等の必要な支援を行うよう努める。

## ③ 再生資源物屋外保管業者の責務

再生資源物屋外保管事業場からの保管物の崩落や火災の発生・延焼の未然防止とともに、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全上の支障の発生防止に努める。

併せて、苦情又は紛争の発生に際しては誠意をもって解決するよう努める。

## ④ 土地所有者等の責務

再生資源物屋外保管業を行おうとする者に土地を譲渡し又は使用させようとするときは、当該者の責務（努力義務）への対応状況を確認するとともに、その確認ができないときは、当該土地を譲渡等しないよう努める。

## 3 再生資源物屋外保管業の許可

再生資源物屋外保管業を行おうとする者（事業場の敷地面積が100m<sup>2</sup>以下の場合は不要。）から申請を受けて、欠格要件及び事業場の構造基準への適合性等を審査する。

また、5年ごとの更新を要する。

## 4 基準遵守義務

再生資源物屋外保管業者が遵守しなければならない基準を以下のとおり定める。

- ① 事業場の構造基準への適合の維持
- ② 保管物の高さの制限
- ③ 火災の発生又は延焼の防止措置
- ④ 汚水や油の流出又は地下浸透の発生及び悪臭の発散の防止措置
- ⑤ 屋外保管等に伴う騒音又は振動による生活環境保全上の支障の発生の防止措置
- ⑥ ねずみの生息、及び蚊、はえその他の害虫の発生の防止措置
- ⑦ 営業時間内における、事業場外部からの屋外保管等状況の視認性の確保

## 5 変更許可及びその他届出

許可事業者が事業計画を変更しようとするときは、変更許可を要する。

なお、軽微な変更（規則で規定する。）や事業の廃止については、条例で定める期間内の届出を要する。

## 6 名義貸しの禁止

自己の名義をもって、他人に再生資源物屋外保管業を行わせることを禁止する。

## 7 維持管理等基準

再生資源物屋外保管事業場の維持管理等に当たって遵守しなければならない基準を以下のとおり定める。

- ① 事業場入口等への標識の掲示
- ② 帳簿の作成及び保存
- ③ 現場責任者の設置

## 8 励告、改善命令、措置命令、許可の取消し等

知事は、許可事業者が以下の事項に該当するときは、勧告、改善命令、事業停止命令若しくは措置命令を発し、又は許可を取り消すことがある。

### (1) 勧告

- ① 許可条件に違反したとき
- ② 基準遵守義務に違反したとき
- ③ 維持管理等基準に、帳簿の作成等、現場責任者の設置に違反したとき

### (2) 改善命令又は事業停止命令

勧告を受けた許可事業者が勧告の措置をとらなかつたとき

### (3) 措置命令

県民の生活の安全の確保若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

なお、措置命令は、許可事業者のほか、許可を受けずに再生資源物屋外保管業を行つた者にも適用することがある。

### (4) 許可の取消し

以下に該当するときは、許可を取り消さなければならない。

- ① 不正の手段により許可を受けたとき
- ② 欠格要件に該当するに至ったとき
- ③ 改善命令若しくは事業停止命令又は措置命令に違反したとき

以下に該当するときは、許可を取り消すことができる。

- ① 許可条件に違反したとき
- ② 基準遵守義務に違反したとき
- ③ 必要な変更許可を受けずに再生資源物屋外保管業を行つたとき

許可を取り消された者は、当該事業場が規則で定める以下の基準に適合していることについて知事の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならない。

- ① 再生資源物及び再生資源物屋外保管業に伴う廃棄物が保管されていないこと
- ② 事業場の構造物が県民生活の安全の確保及び生活環境の保全に係る支障のおそれがないこと

## **9 報告徴収及び立入検査**

条例施行に必要な限度において、再生資源物屋外保管業を行っていると認められる者その他の関係者に対して必要な報告を求め、また、職員に関係箇所への立入検査権を付与する。

## **10 関係行政機関への照会等**

条例に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会又は協力を求めることができる。

## **11 手数料の徴収**

許可（更新に係るものを含む）又は変更許可を申請する者は、所定の手数料を納付しなければならない。

## **12 適用除外**

以下については、条例を適用しない。

- ① 国又は地方公共団体が再生資源物屋外保管業を行う場合
- ② 廃棄物の処理に係る所定の許可、認定、委託又は指定を受けて、その関係事業場において再生資源物屋外保管業を行う場合  
(廃棄物処理法における有害使用済機器に係る届出の適用除外と同様)
- ③ 自動車リサイクル法の許可を受けた解体業者又は破碎業者が許可を受けた事業場において再生資源物屋外保管業を行う場合

## **13 市町村の条例との関係**

市町村が再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例を制定し、又はしようする場合で、協議の上で当該条例が県条例の趣旨に即したものと認めるときは、当該市町村の区域を指定し、県条例を適用しない（県の責務及び市町村への支援に係る規定を除く。）。

## **14 罰則の適用**

### **(1) 刑罰**

無許可で再生資源物屋外保管業を行った者、措置命令等に違反した者等を拘禁刑、又は罰金に処する。また、この条例に定める届出、報告等を拒んだ者等を罰金に処する。

### **(2) 両罰規定**

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他従業者がその法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰則を適用する。

## **15 経過措置（附則）**

条例の施行日時点で既に再生資源物屋外保管業を行っている者に係る経過措置を定める。

- ① 事業の継続 施行日から 6 月間
- ② みなし許可 施行日から 6 月経過後までの届出により、施行日から 5 年間
- ③ 上記のほか、基準への適合の猶予
  - ア) 事業場の構造基準：施行日から 1 年間
  - イ) 基準遵守義務（うち本資料中の 4 ①を除く）：同 6 月間

## **16 その他**

条例に定めるもののほか、条例施行に必要な事項を規則で定める。

以上